

国保だより



卒業・入学・就職シーズンが近づいてきました。国民健康保険(国保)の手続きを忘れていませんか？

今回は国保の異動の手続きや制度改正などについてお知らせします。

表1 こんなときは14日以内に届け出をしましょう

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したとき	印鑑、他市区町村の転出証明書
	職場などの健康保険をやめたとき	印鑑、職場などの健康保険をやめた証明書
	職場などの健康保険の被扶養者でなくなったとき	
	子どもが生まれたとき	印鑑、国保の保険証、母子健康手帳、銀行などの口座番号がわかるもの、分娩機関が発行した領収書または請求書(産科医療補償制度対象分娩の場合、所定の印が押されたもの)の写し
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
	外国人が国保に加入するとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出するとき	印鑑、保険証
	職場などの健康保険に加入したとき	印鑑、国保と職場の保険証(職場の保険証が未交付のときは加入した証明書)
	職場などの健康保険の被扶養者になったとき	
	被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証、銀行などの口座番号がわかるもの
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
	外国人が国保をやめるとき	保険証、外国人登録証明書
その他の異動など	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑、保険証、厚生年金などの年金証書(加入期間が記載されたもの)
	転居したとき	印鑑、保険証
	世帯主が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	子どもが修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、保険証、在学証明書など
保険証をなくしたとき、または汚れて使えなくなったとき	印鑑、本人であることを証明できるもの、汚れて使えなくなった保険証	

※保険証の交付：運転免許証などの官公庁の発行した写真付証明書で本人と確認できる場合は、手続き終了後に窓口で交付します。それ以外は郵送します。

国保の加入・脱退の手続き

転入・結婚・出産などや、退職したときには、国保への加入手続きが必要になります。また、転出・死亡・就職したときには、国保の喪失手続きが必要です。

表1のようなおときには市民課(市役所本庁1階)、または各支所地域振興課で手続きをしてください。**届け出が遅れると**加入の届け出が遅れると、資格を

得た月までさかのぼり、保険税を納めなければなりません。また、保険証がないためその間の医療費は全額自己負担となります。脱退の届け出が遅れると、保険税を二重に払うこととなります。

退職者医療制度への加入

会社を定年などで退職して国保に加入し、年金を受給することになると、65歳になるまでの間、退職者医療制度に加入することになります。国保に加入する人、または加入し

国保とは

市が保険者として運営をしている国民健康保険(国保)は、自営業者などが加入する地域型の健康保険制度です。加入対象者は市内に住んでいる人で、職場の健康保険など、他の健康保険に加入している人やその被扶養者、生活保護を受けている人を除きます。加入は世帯ごととなり、加入手続きや保険税の納付などは世帯主が行います。

また、75歳(一定の障害がある人は65歳)になると国保から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移行します。**加入対象となる人**

- 店などを経営している自営業の人
- 農業や漁業などを営んでいる人
- 退職して職場の健康保険などをやめた人
- パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人
- 外国人登録をしていて、1年以上日本に滞在するものと認められた外国籍の人など

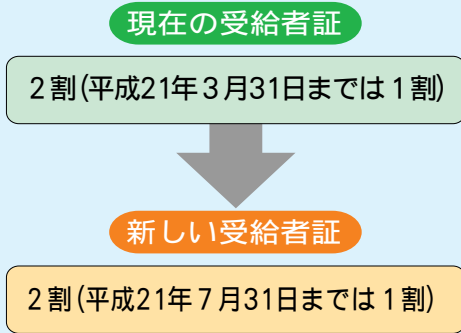


70歳以上の自己負担割合1割を1年延長

70歳以上の人(現役並み所得者以外)の自己負担割合は、凍結措置により昨年4月から今年3月末まで1割に据え置かれ、今年4月から2割に変更することになっていましたが、凍結措置がさらに1年間延長されました。(現役並み所得者の自己負担割合は3割です)

ただし、70歳以上の人の自己負担割合が記載された高齢受給者証は、前年の住民税課税状況により負担割合を判定し、毎年8月1日に更新してきますので、一部負担金の割合表示が「2割(平成21年7月31日までは1割)」となります。

高齢受給者証の一部負担金の割合表示



該当者には、3月下旬に新しい高齢受給者証を郵送します。新しい高齢受給者が届いたら、以前の高齢受給者証が届いたら、以前の高齢受給者証が届いたら、以前の高齢受給者証が届いたら、以前の

給者証は同封の返信用封筒で返送してください。

出産育児一時金に3万円加算

今年1月から産科医療補償制度が創設され、制度に加入している分娩機関で出産したときはその掛金相当額3万円が出産費用に上乗せして請求されます。国保の加入者がそれらの分娩機関で出産をした場合、出産育児一時金35万円に3万円を加算して支給します。対象となる出産の場合は、分娩機関が発行する領収書または請求書に所定の印が押されます。

対象となる出産

産科医療補償制度に加入している分娩機関で、今年1月1日以後、在胎週数22週に達した日以後の出産(死産を含む)

申請に必要なもの

- ① 国民健康保険被保険者証
- ② 印鑑
- ③ 母子健康手帳
- ④ 銀行などの口座番号がわかるもの
- ⑤ 分娩機関が発行した領収書または請求書(産科医療補償制度の対象となる分娩の場合、所定の印が押されたもの)の写し

※出産予定日の1か月前から事前に出産育児一時金を申請できる「受け取り代理制度」では、⑤は不要です。(後日、分娩機関から直接市へ送付されます)

申請場所

市民課(市役所本庁1階)、または各支所地域振興課
※「受け取り代理制度」は、保険医療課(市役所本庁1階)、または各支所地域振興課で申請してください。

産科医療補償制度とは

通常の妊娠・分娩にもかかわらず重度の脳性まひになった場合に補償金が支払われる制度です。

(補償対象)

- 出生体重2,000g以上で在胎週数33週以上
- 身体障害者等級1・2級相当の重症者
- 先天性要因などの除外基準に該当するものを除く

(補償金額)

3,000万円(一時金:600万円+分割金:2,400万円<20年間>)



特定健康診査を受診しよう

昨年4月からスタートした特定健診。40歳以上の国保加入者には、昨年5月に特定健診受診券を送付しています。年に1回の受診が必要な健診です。

まだ受診していない人は、今年3月末までに必ず市内医療機関などで受診してください。万一、受診券を紛失した場合は再交付できますので、保険医療課(市役所本庁1階)、または各支所地域振興課で手続きしてください。

国保についての問い合わせ先
保険医療課 ☎0848⑦6050
FAX 0848④2130

